



第48号

発行所 水土里ネット新利根川
新利根川土地改良区
稲敷市幸田3542
TEL 0299-79-2417(代)
FAX 0299-79-2357
編集兼
発行人 理事長 高城功
印刷所 株式会社タナカ

農業基盤整備促進事業
太田幹線用水路水管橋塗装工事





新利根川土地改良区
理事長 高 城 功

ごあいさつ

農家経済を取り巻く情勢はより一層厳しさを増している状況であります。特に農業農村整備事業予算の確保に関しましては、関係機関への要請活動等を継続しながら、この状況を乗り切るべく、また、健全な運営を図るべく、鋭意取り組んでいるところであります。平成二十九年度の国の農村振興関係予算について、四〇二〇億円が政府編成予算案において確保されました。これは平成二八年度補正予算分とあわせると、平成二二年度予算と同額の五、七七二億円となりました。この事に関しては喜ばしい限りであります。が、当初予算との比較では七割しか回復しておりません。

引続き、当初予算での確保ができるよう要請等の活動を続けて参ります。平成二八年度につきましては、国営事業の償還徴収完了を受け、組合員各位のご理解を頂いておりますこと改めて感謝を申し上げます。

さて、本年二月一四日に任期満了に伴う総代の改選が行われ、七八名の新総代が新たに選任されました。新総代のもと、三月二八日には第一六一回通常総代会が開催されました。第一号議案から第二三号議案まで、慎重審議を頂き原案通り可決承認されました。これからこの決定事項に従いまして、改良区の運営に取り組むことになります。

よろしくお願ひ申し上げる次第であります。日頃より組合員の皆様方には、農業情勢が厳しい中、ご支援、ご協力を頂いておりますこと改めて感謝を申し上げます。

米価の低迷が続いており、

のもと三五年間据え置かれていた経常賦課金の値上げを行っていたいただきました。結果として平成五年から二二年間続いた基本財産を取り崩しながらの経営に終止符を打つ事が出来る予定でございます。

皆様のご理解に大変感謝を申し上げる次第です。

県営灌排償還金及び、その他の土地改良事業等の償還金について、概ね平成三五年度頃の完了予定となつておりますが、この予定を早め、平成三三年度を目標に賦課を完了できるよう調整を行つて

ます。何卒、平成二八年度の電気料金の機会にご報告させていただきます。(償還を開始したばかりの新橋地区経営体及び八筋川開拓地区は除かせていただきます。)

また、電気料の値上げによる影響については、引き続き大変厳しい状況となつております。当地区管内は、ほぼ全

域が低平地の為、用排水とも経費の増大となつてしまいま

す。電気料の値上げは用排水

の支出となる試算です。実際、年間の削減額は約一、六五〇万円であり、用水休止は充分な効果が出ているものと確信しております。何卒、ご理解をお願い致します。

平成二八年度の電気料金については、用水休止日のほか、円高や原油価格の低下により燃料調整費がマイナスに転じた事や、八月の長雨により用水機場の稼働が削減された為、電気代が約六、〇〇〇万円の減となりました。しかししながら、経常賦課金の長年の据え置きにより施設整備を先送りせざるを得なかつたため、清久島橋向用水機場をはじめ、多くの機場の整備を余儀なくされ、本年度の電気代の削減額は、すべてその整備費に、回さざるを得ない状況でございました。

終わりに当地域の農業は大きな転換期を迎えております。これから米国を除いた参加国によるTPP等の交渉、農地中間管理事業、また、米をはじめとする農産物生産に関する農家経済への影響を考えると農業情勢がより一層厳しい状況になつて来ると思われますが、これらの情勢の変化を的確に捉えながら、組合員の負託に応えていく所存であります。結びに、土地改良区役職員一丸となり、より良い運営と、施設の維持管理等に万全を期すとともに、事業実施に向けた取り組みや新しい課題に対しても積極的に挑戦したいと思つておりますので、組合員の皆様のなお一層のご理解ご支援ご協力お願い申し上げ挨拶といたします。



本年四月の定期人事異動によりまして、稻敷土地改良事務所に赴任しました大塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

新利根川土地改良区の皆様には、日頃より、本県の農業振興並びに農業農村整備事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。近年の農業農村は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加、農業水利施設の老朽化、農地の集積・集約化の遅れなど、様々な課題に直面しております。

このようなかつて、本県農業をさらに発展させていくため、県では平成二八年度から新たな「茨城農業改革大綱」や農業水利施設の更新・補修に

「画」に基づき、各種施策に取り組んでおります。

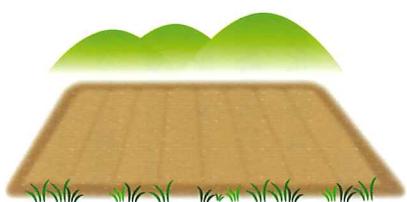
業農村整備事業につきましては、「みんなで創ろう!強く元気な『いばらきの農業農村』」をスローガンに、ほ場の大区画化をはじめ、基盤整備を契機とした担い手への農地集積、老朽化した農業水利施設の長寿命化対策、多面的機能支払交付金を活用した農地や用排水路等の保全管理、さらには東日本大震災や関東・東北豪雨災害等の自然災害を教訓とした防災対策などを進めてまいります。

関する事業が特に厳しい状況となっております。このため、土地改良区の皆様のご要望を関係機関へつなぎ、事業が円滑に展開できますよう、更に努めてまいります。

農業農村を取り巻く環境は

厳しいものがありますが、当事務所としましては、農業・農村が維持発展できますよう、職員一同取り組んでまいりたいと考えております。

農業農村を取り巻く環境は厳しいものがありますが、当事務所としましては、農業・農村が維持発展できますよう、職員一同取り組んでまいりたいと考えております。



農地を貸したい

●規模縮小 ●経営転換 ●農地相談 でお困りの方

メリット

- 賃料は機構を通して支払われ、期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。
- 要件を満たせば、協力金の交付が受けられます。

貸付

農地を借りたい

●規模拡大 ●新規参入 をお考えの方

メリット

- 長期の耕作が可能となり、安定的な経営が行えます。
- まとまった農地の借入や、分散した農地の集約化ができます。

貸付(転貸)

「農地集積バンク」茨城県農地中間管理機構

機構が借り受けられる農地の基準（主なもの）

- 農業振興地域内の農地。
- 10年以上の貸付が可能。
- 土地改良区賦課金の延滞がない。
- 再生作業が困難な遊休農地ではないこと。
- 隣接地との境界が確定されている。
- 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されている。

ごあいさつ

茨城県土地改良事業団体連合会
県南事業所

所長 小沢 裕市



四月の定期異動によりまして、土地改良事業団体連合会県南事業所に赴任いたしました小沢でございます。どうぞよろしくお願い致します。

新利根川土地改良区の皆様方には、常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより本会の業務運営に対しまして、特段のご支援ご協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、平成二六年度から、米生産コストの四割削減を目指した農地中間管理機構の創設による担い手への八割の農地集積や農地維持支払制度の創設など、新たな農業政策が展開されております。この農業政策を着実に実現していく

には、農地の大区画化や暗渠排水による汎用化、農業水利施設等の長寿命化や防災・減災対策など、農業生産基盤を整備するために必要な土地改良事業を重点的に実施していくかなければなりません。

また、その土地改良事業を推進し、基幹的水利施設等を維持管理している土地改良区は、地域の農業を守る要の組織として、大変重要な役割を担っております。

結びに、新利根川土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げましてご挨拶と致します。

進に努めて参ります。

米価の下落やTPPの大筋合意など、さらに農業政策の見直しが必要となるような出来事が続く中、本会といたしましても、農業農村を取り巻く環境の変化を的確にとらえながら、市町村、土地改良区、そして地域の皆様とともに、必要な各種事業の推進に積極的に取り組んで参ります

ので、今後とも、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ので、今後とも、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ので、今後とも、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ので、今後とも、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本会といたしましても、土

す。



◀事業予算に関する要望活動状況▶

●新利根川土地改良区他適正化事業実施土地改良区理事長 橋本昌茨城県知事へ要望書を提出

平成28年9月28日に高城功新利根川土地改良区理事長他、適正化事業実施土地改良区理事長で、茨城県庁を訪問し、橋本昌茨城県知事へ面会、高城理事長から「維持管理適正化事業平成29年度予算に関する要望書」を提出いたしました。



●茨城県土地改良事業団体連合会副会長他役員 橋本昌茨城県知事へ要望書を提出



平成28年12月16日に横山忠市、島田穣一両副会長他、茨城県土地改良事業団体連合会役員で、茨城県庁を訪問し橋本昌茨城県知事へ面会、横山副会長から「平成29年度農業農村整備事業の県予算確保に関する要望書」を提出いたしました。

※本年度も引き続き、予算確保はもとより、着実に事業推進が図られるよう要望してまいります。



平成二十九年三月二八日
(火) 当土地改良区大会議室
 に於いて、第一六一回通常総代会を開催、総代定数七八名の内七〇名出席のもと、来賓に県南農林稲敷土地改良事務所長・豊田雄一郎氏、県土連県南事業所長・遠藤宗雄氏を迎、高城理事長より挨拶、来賓祝辞を県南農林稲敷土地改良事務所・豊田所長、県土連県南事業所・遠藤所長より頂いた後、議長に桜川地区の



(関川 昭 議長)

第一六一回通常総代会を開催

関川昭総代を選出し、平成二八年度第二次補正予算並びに平成二九年度予算等二三議案が提出され、全議案原案の通り可決及び承認決定されました。

【決議された議案】

議案第1号

平成28年度新利根川土地改良区一般会計第二次収支補正予算について

議案第2号

平成28年度特別会計基本財産積立金第二次収支補正予算について

議案第3号

平成28年度特別会計退職給与積立金第二次収支補正予算について

議案第4号

平成28年度特別会計基幹水利施設管理事業収支補正予算について

議案第5号

平成29年度新利根川土地改良区一般会計収支予算について

議案第6号

平成29年度新利根川土地改良区一般会計収支予算に伴う政策金融公庫資金借入れについて

議案第7号

平成29年度新利根川土地改良区一般会計予算内一時借入金について

議案第8号

平成29年度新利根川土地改良区余裕金の預入先金融機関について

議案第9号

平成29年度新利根川土地改良区役員の報酬・賞与・手当・旅費について

議案第10号

平成29年度特別会計基本財産積立金収支予算について

議案第11号

平成29年度特別会計償還準備積立金収支予算について

議案第12号

平成29年度特別会計財政調整積立金収支予算について

議案第13号

平成29年度特別会計機材償却積立金収支予算について

議案第14号

平成29年度特別会計土地改良施設整備基金積立金収支予算について

議案第15号

平成29年度特別会計退職給与積立金収支予算について

議案第16号

平成29年度特別会計基幹水利施設管理事業収支予算について

議案第17号

平成29年度特別会計基幹水利施設管理事業予算内一時借入金について

議案第18号

平成29年度特別会計国営事業償還金収支予算について

議案第19号

平成29年度特別会計償還金収支予算について

議案第20号

平成29年度新利根川土地改良区経常賦課金、県営灌排賦課金賦課率及び徴収期限について

議案第21号

平成29年度特別会計償還金賦課率及び徴収期限について

議案第22号

新利根川土地改良区定款の一部改正について

議案第23号

新利根川土地改良区規約の一部改正について

総代改選 新総代決まる!! (78名)

任期満了に伴う総代選挙は、2月7日告示、2月8日午後5時で立候補の届出が締め切られ、各選挙区とも立候補者が定数のため、無投票となり、平成29年2月14日開催の選挙会において当選が確定されました。

4年間宜しくお願い致します。

〔任期：平成29年2月23日から平成33年2月22日まで〕

住 所	氏 名	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1選挙区（稻敷市）		浮 島	橋 本 國 光	伊 佐 部	姥 原 一
柴 崎	池 田 信 一	浮 島	高 木 登代一	伊 佐 部	鳥 羽 甚 市
柴 崝	濱 田 昭 一	浮 島	船 串 栄	阿 波 崎	黒 田 武
柴 崝	栗 山 榮	第4選挙区（稻敷市）		阿 波 崎	根 本 三 雄
柴 崝	小 嘉 貞 夫	清水新田	塚 本 憲 男	下 須 田	黒 田 敏 男
戌 渡	出 井 弘	町田新田	永 長 忠 夫	下 須 田	黒 田 幸 二
伊 崎	日 尾 野 正 男	清 水	坂 本 旭	上 須 田	栗 山 康
下 太 田	小 關 光 雄	東 大 沼	甲 賀 松 夫	上 須 田	坂 本 正 明
下 太 田	土 肥 徳 良	町 田	篠 原 清	上 須 田	黒 田 新 一
堀 川	内 藤 十九司	市 崎	飯 塚 幸 一	上 之 島	坂 本 正 之
桑 山 新田	中 山 和 昭	新 平 須	櫻 井 勇	上 之 島	内 野 裕 光
南 太 田	篠 田 典 明	福 田	佐 久 間 雪 夫	西 代	坂 本 享
寺 内	松 田 彦 一	幸 田	田 谷 重 雄	西 代	瀧 野 清 藏
第2選挙区（稻敷市）		中 島	平 山 昇	西 代	太 田 俊 夫
桑 山	小 川 昌 一	脇 川	山 本 一 郎	八 筋 川	大 堀 敦
駒 塚	丘 野 一 己	余 津 谷	佃 祐 次	境 島	西 尾 孝 一
椎 塚	宮 本 孝 信	清 久 島	貝 塚 敏 秀	第5選挙区（河内町）	
第3選挙区（稻敷市）		橋 向	根 本 幸 宜	長 竿	奈 良 光 夫
阿 波	平 山 茂 之	押 砂	吉 田 忠 司	片 卷	岡 野 明
甘 田	平 野 修	曲 浩	佐 藤 千 尋	下 加 納	橋 本 勉
四 箇	坂 本 光 正	四 ツ 谷	諸 岡 邦 男	下 加 納	松 崎 幹 男
須 賀 津	栗 山 一 美	六 角	大 野 晃 英	金 江 津	内 藤 彰
神 宮 寺	関 川 昭	結 佐	坂 本 安 正	金 江 津	福 田 喜 代 司
上 馬 渡	黒 澤 英 明	結 佐	坂 本 幸 雄	金 江 津	高 橋 衛
下 馬 渡	坂 本 二 三 男	結 佐	村 田 昭 夫	金 江 津	高 橋 孝
三 次	糸 賀 水	佐 原 組 新田	高 城 行 雄	平 川	森 田 潔
浮 島	橋 本 道 徳	手 賀 組 新田	長 妻 日 出 男	十 三 間 戸	郡 司 順 夫
浮 島	小 貫 勉	釜 井	高 城 明 巳	定 数 78名	

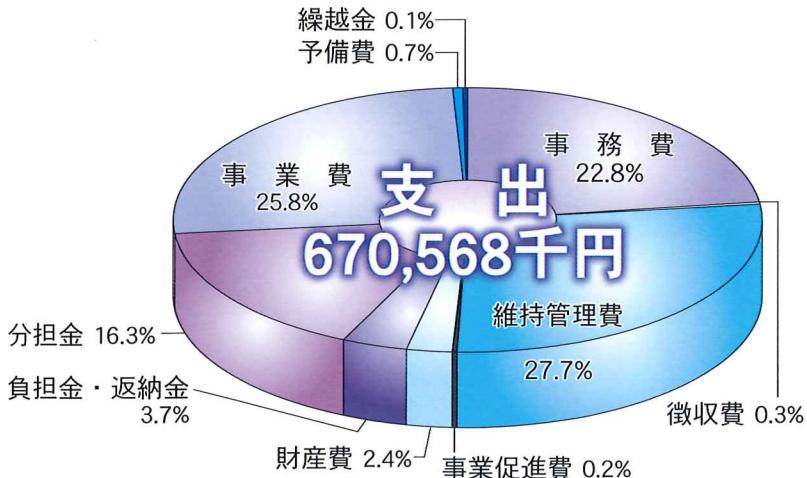
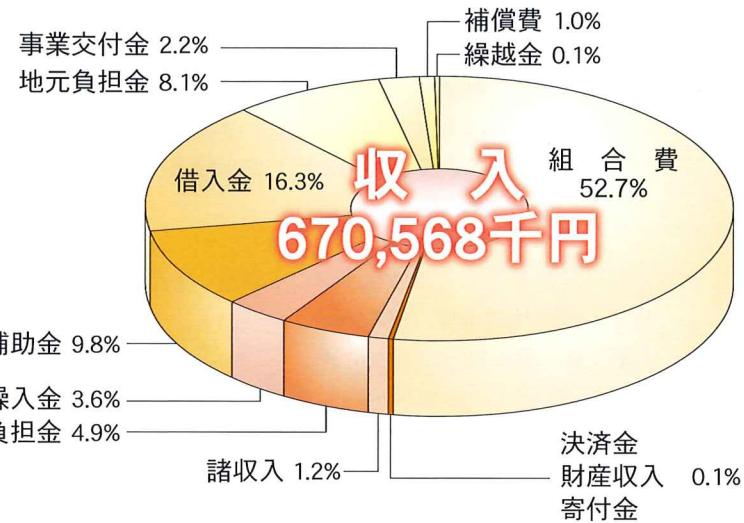
平成29年度 予算のあらまし

一般会計 収支共 670,568千円

■一般会計予算

●収入

項目	金額(千円)	割合(%)
組合費	353,572	52.7
決済金	10	0.1
財産収入	10	0.1
寄付金	1	
諸収入	8,392	1.2
負担金	32,649	4.9
繰入金	24,205	3.6
補助金	65,519	9.8
借入金	109,037	16.3
地元負担金	54,379	8.1
事業交付金	14,850	2.2
補償金	7,040	1.0
繰越金	904	0.1
計	670,568	100.0



●支出

項目	金額(千円)	割合(%)
事務費	153,166	22.8
徴収費	1,851	0.3
維持管理費	186,104	27.7
事業促進費	1,200	0.2
財産費	16,549	2.4
負担金	24,300	3.7
返納金	1	
分担金	109,039	16.3
事業費	173,258	25.8
予備費	5,000	0.7
繰越金	100	0.1
合計	670,568	100.0

■特別会計予算

会計名	予算額(千円)	内 容
基幹水利施設管理事業	215,841	国営施設の管理費（稲敷市より受託）
国営事業償還金	45,532	国・県特別助成金と地元負担分を併せて償還
償還金	375,524	県営かんぱい・団体営事業等償還

平成29年度の事業実施計画について

1. かんがい排水事業（新農業水利システム保全対策整備事業）横利根川地区（273.7ha）

- ・事 業 費：874,000,000 円
- ・施 行 年 度：H18 年度～H29 年度（完了予定）
- ・本年度予算額：事業費 当初 62,850,000 円
- ・事業の内容：場内整備・導水路護岸・除塵設備・排水設備（西代第1排水機場）・その他

2. 基幹水利施設ストックマネジメント事業 新利根第1用水機場地区（556.7ha）

- ・事 業 費：368,300,000 円
- ・施 行 年 度：H26 年度～H31 年度
- ・本年度予算額：事業費 当初 30,000,000 円
- ・事業の内容：変圧器設備及びポンプ設備設計

3. 土地改良施設維持管理適正化事業 第40期生新利根川地区（佐原組新田用水機場）（182.4ha）

- ・事 業 費：16,500,000 円
- ・施 行 年 度：H29 年度～H29 年度
- ・本年度予算額：事業費 当初 16,500,000 円
- ・事業の内容：ポンプ・電動機その他整備



4. 基幹水利施設管理事業 新利根川沿岸地区（代表市町・稻敷市より受託）（7,030ha）

- ・事 業 費：232,890,000 円
- ・管 理 受 託：215,690,000 円
- ・管 理 年 度：H29 年度～H29 年度
- ・本年度予算額：事業費 当初 215,690,000 円
- ・事業の内容：ポンプ・電動機・変圧器等の整備・電力料 一式

5. 農業基盤整備促進事業 新利根川沿岸 5期地区（5,716.0ha）

- ・事 業 費：76,000,000 円
- ・施 行 年 度：H29 年度～H29 年度
- ・本年度予算額：事業費 当初 38,000,000 円
- ・事業の内容：ポンプ・電動機・制御設備・減速機・排水路護岸工

6. 農業生産基盤整備事業 東大沼地区（11ha）・新田地区（10ha）

- ・事 業 費：57,500,000 円
- ・施 行 年 度：H29 年度～H29 年度
- ・本年度予算額：事業費 当初 43,950,000 円
- ・事業の内容：東大沼排水路護岸工・新田排水機場整備



平成28年度工事・調査の実施状況

◆かんがい排水事業（新農業水利システム保全整備事業）（横利根川地区）

▲総事業費 874,000,000 円
 (負担割合：国 50%・県 25%・地元 25%)
 ▲工 期 平成 18 年度～平成 29 年度
 ▲受益面積 A=273.7ha
 ▲事業内容 用水機場 n=2 ケ所
 送水管 L=2,245m
 その他 一式
 ▲平成 28 年度事業費 33,325,000 円
 西代第 1-1 機場 撤去工事（旧機場撤去・機場付帯工 一式）・西代第 1 排水機場ゲート設備工事（電動ゲート 1 門・スクリーン 1 門）・東六区八筋川機場 除塵設備工事（除塵設備 1 基）・施設機械設計業務（電動ゲート 1 門・水管橋ガードレール・排水ポンプ 2 台）



◆基幹水利施設ストックマネジメント事業 新利根第 1 用水機場地区

▲総事業費 361,400,000 円
 (負担割合：国 50%・県 25%・地元 25%)
 ▲工 期 平成 26 年度～平成 29 年度
 ▲受益面積 A=556.7ha
 ▲事業内容 ポンプ受電設備等の改修計画
 ▲平成 28 年度事業費 3,225,000 円
 ポンプ設備設計委託（ポンプ設備設計 一式）

◆土地改良施設維持管理適正化事業 第 38 期生 新利根川地区（清久島橋向用水機場）

▲総事業費 16,200,000 円
 (負担割合：国 30%・県 30%・地元 40%)
 ▲工 期 平成 28 年度 ▲受益面積 A=189.0ha
 ▲事業内容 清久島橋向用水機場 ポンプ設備補修工事
 ▲平成 28 年度事業費 16,200,000 円
 ポンプ設備補修工事（回転体整備一式）2 台
 （封水ポンプ更新）1 台



◆基幹水利施設管理事業 新利根川沿岸地区

▲総事業費 214,430,000 円
 (負担割合：国 30%・県 30%・市町 30%・地元 10%)
 ▲管理受託費 197,920,000 円 ▲工 期 平成 28 年度
 ▲受益面積 A=7,030.0ha
 ▲平成 28 年度事業費 197,920,000 円
 ▲事業内容
 十余島用水機場 ポンプ設備整備工事・金江津排水機場 ポンプ設備整備工事・太田金江津用水機場 金江津系ポンプ設備整備工事・十余島排水機場 ポンプ設備整備工事・金江津排水機場 除塵機修繕工事・太田金江津用水機場 給水ポンプ更新工事・十余島用水機場 圧力伝送器交換工事
 電力料等

◆農業基盤整備促進事業 新利根川沿岸 4 期地区

▲総事業費 36,000,000 円
 (負担割合：国 50%・地元 50%)
 ▲工 期 平成 28 年度 ▲受益面積 A=5,358.0ha
 ▲事業内容 電気設備整備・除塵機塗装・ポンプ設備整備・幹線用水路水管橋塗装
 ▲平成 28 年度事業費 36,000,000 円
 十余島用水機場 電気設備整備工事（主変圧器及び高圧ケーブル更新一式）・国営機場除塵機塗装工事（金江津排水機場及び大須賀用排水機場）・大須賀用排水機場 ポンプ設備整備工事（電動機分解整備 75kw × 2 台）・太田幹線用水路水管橋塗装工事（塗装工φ 1500mm × 100.1m A=934m²）



◆農業生産基盤整備事業 東大沼・清久島橋向地区

▲総事業費 29,300,000 円
 (負担割合：県 37.5%・市 12.5%・地元 50%)
 ▲工 期 平成 28 年度
 ▲受益面積 東大沼地区 A=11.0ha・清久島橋向地区 A=189.0ha
 ▲事業内容 排水路護岸・機場機械設備整備工事
 ▲平成 28 年度事業費 29,300,000 円
 東大沼地区排水路護岸工事 (L=1617.7m)・清久島橋向用水機場 機械設備整備工事（電動機分解整備 2 台及び気中開閉器更新）



**平成27年度
収支決算報告**

収入済額 412,003,447円也
支出済額 390,365,027円也
差引残高 21,638,420円也 (次年度へ繰越)

■一般会計■

▼収入

科 目	決 算 額	摘 要
1)組合費	233,772,625	徴収率96.8%
2)決済金	2,281,590	農地転用決済金24件
3)財産収入	13,800	出資配当金農林中金、県信連より
4)寄付金	1,000,000	過年度収入分
5)諸収入	20,193,099	機材使用料、他目的使用料、電柱敷地料外
6)過年度収入	5,634,216	未収賦課金
7)負担金	5,328,110	資源保全事務受託費、農地転用による償還負担金、市負担金外
8)繰入金	90,943,000	特別会計より繰入
9)借入金	0	日本政策金融公庫(横利根川地区・新利根第1機場地区)0割当
10)地元負担金	11,765,100	桜川Ⅱ期地区7,443,100円・西の洲地区4,322,000円
11)補償費	24,969,600	神宮寺地区バイオライン移設工事茨城県より
12)繰越金	11,902,307	前年度より繰越金
13)補助金	4,200,000	桜川Ⅱ期地区2,970,000円・西の洲地区1,230,000円
収入合計	412,003,447	

▼支出

科 目	決 算 額	摘 要
1)事務費	104,051,813	報酬、手当、給与、事務所費外
2)徴収費	2,219,951	徴収交付金外徴収費
3)維持管理費	200,248,275	施設管理、電力料外
4)事業促進費	776,588	広報外促進費
5)財産費	18,284,270	特別会計へ
6)負担金	22,286,130	基幹水利事業負担金外
7)返納金	0	
8)分担金	0	横利根川地区・新利根第1機場地区事業割当が0の為
9)受託費	24,969,600	神宮寺地区バイオライン移設工事代
10)予備費	0	
11)事業費	17,528,400	桜川Ⅱ期地区12,506,400円・西の洲地区5,022,000円
支出合計	390,365,027	

◆平成27年度の決算が平成28年8月12日開催の臨時総代会で承認されました。◆

■特別会計■

会計名	収入済額	支出済額	差引残高
1)基幹水利施設管理事業	195,982,641	195,982,641	0
2)国営事業償還金	225,702,209	127,510,624	98,191,585
3)償還金	405,664,936	362,123,913	43,541,023
4)維持管理適正化事業	43,589,880	43,589,880	0
5)八筋川開拓第1機場	5,024,481	4,515,053	509,428
6)農業基盤整備促進事業	40,446,418	40,446,418	0
合計	916,410,565	774,168,529	142,242,036

◀ 平成27年度賦課金の徴収状況 ▶

会計名	調定額	納入済額	未納額	未納者数	徴収率
賦課金	241,308,839	232,482,538	8,826,301	265	96.34%
国営事業償還金	212,670,673	205,137,466	7,533,207	242	96.46%
償還金	334,135,454	317,652,873	16,482,581	312	95.07%
事務賦課金	284,895	275,862	9,033	5	96.83%
合計	788,399,861	755,548,739	32,851,122	552	95.83%

平成27年度財産目録

平成28年5月31日調製

【資産】

単位:円【負債】

単位:円

摘要				金額	摘要		金額
流動資産				970,158,906	長期負債		1,352,323,569
現金及び預金	現金	一般会計		0	長期借入金	日本政策金融公庫	709,207,209
		特別会計		0		常陽銀行	124,418,262
	預金	一般会計		21,638,420		筑波銀行	219,131,265
		特別会計	償還金会計	43,541,023		平準化資金(JA稲敷)	198,750,000
			国営事業償還金	98,191,585		J A 稲敷	1,490,000
			八筋川開拓機場	509,428	国営負担金	新利根川沿岸(一般型)	1,310,057
未収金	未収賦課金	一般会計		29,215,885		新利根川沿岸(特別型)	98,016,776
		特別会計	償還金会計	52,626,572			
			国営事業償還金	28,897,428			
			新橋経営体育成事業	0			
			八筋川開拓	20,768			
特定資産	各種積立金			694,658,590			
基本財産	出資金等			859,207			
固定資産				30,818,472	短期負債		84,708,551
土地				22,114,152	引当金	退職給与積立引当金	68,043,157
建物				3,017,977		退任慰労積立引当金	16,665,394
備品				5,686,343			
資産合計				1,000,977,378	負債合計		1,437,032,120

役員視察研修報告

- ◆期　　日 平成28年10月7日(金)～8日(土)
- ◆視　　察　地 千葉県柏市根戸 471-65 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所
講師：利根川水系土地改良調査管理事務所
- ◆視察内容 ● 農業・農村政策の方向性と新利根川沿岸地区の現状について



全国土地改良事業団体連合会 会長表彰の受賞

高城功理事長が、土地改良の事業に携わり、事業推進及び農業農村の基盤づくりに尽力された功績が評価され、土地改良事業功績者表彰を全国土地改良事業団体連合会会長より受賞されました。

(旭日双光章)

二〇一六年秋の叙勲受章者が去る一一月三日付で発表され、本土地改良区関係者から坂本允理事事が晴れの栄誉に輝きました。

春の叙勲

(旭日小綬章)

二〇一七年春の叙勲受章者が去る四月二九日付けで発表され、本土地改良区関係者から高城功理事長が晴れの栄誉に輝きました。

秋の叙勲



◆土地改良区の賦課金の納入についてのお願い!!◆

平成29年度 賦課金

(1,000m²当り)

期別	種別	田	畠	納期
前期	経常賦課金	3,150円	1,050円	平成29年6月15日賦課 平成29年6月30日納期
後期	経常賦課金	3,150円	1,050円	平成29年9月15日賦課 平成29年10月2日納期

※工事地区ごとの償還賦課金は、
従来通り後期（平成29年9月15日）の賦課となります。
※納入につきましては、特段のご協力をお願いいたします。
何卒、ご理解の上、納入くださいとお願い申し上げます。

昨年度より口座からの再振替が行われません。

延滞金が発生しますので、納期の前に口座残高のご確認をお願いいたします。

***滞納者には、県知事の認可を得て財産の差押を行っています！！**

■関係地区償還金について

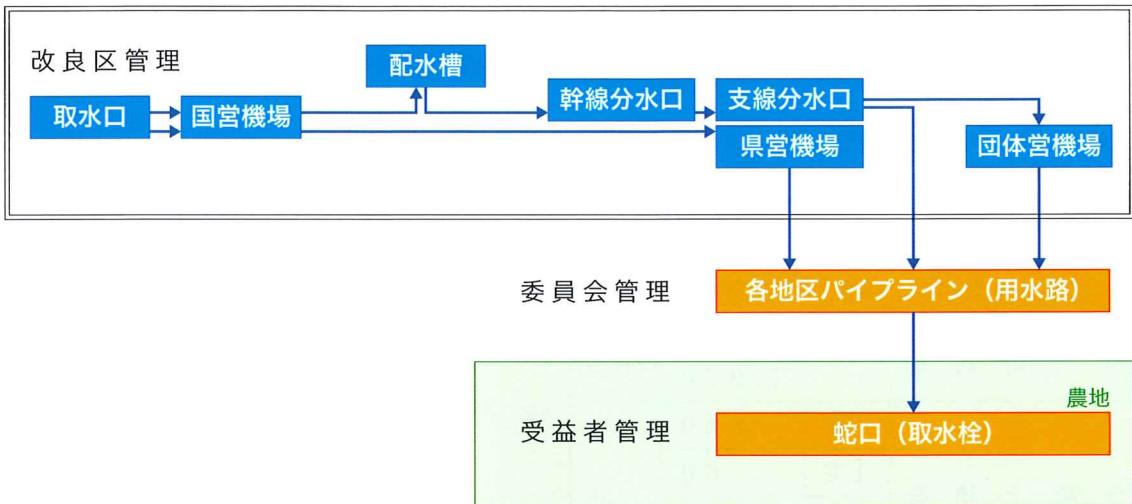
地区名		1,000m ² 当り賦課率		償還完了年度	地区名		1,000m ² 当り賦課率		償還完了年度
41	県営新利根		円 7,970	H29	62	十余島Ⅲ期土地総	排	円 2,000	H35
56	伊崎土地総	排	800	支排			110		
		1支	60	暗			1,520		
		暗	1,520	排			1,820		
		パ	750	暗			2,120		
57	十余島Ⅰ期土地総	排	1,000	35	64	東中央土地総	佐パ	490	35
		暗	800				排泥	120	
59	十余島Ⅱ期土地総	排	750	35	66	金江津Ⅱ期土地総	排	680	37
		暗	1,200				暗	960	
		パ	60				金パ	350	
		八U	10				平パ	0	
		ほ	1,400		70	新橋地区経営体	排	2,990	41
60	東村西部	暗	2,000				パ	210	
		護岸	250				護床	90	
		護床	500				暗	1,530	
		パ	920		71	八筋川開拓	ボ	1,500	47
		幸パ	0				田	4,000	
61	金江津Ⅰ期土地総	支排	450	35	72	県営灌排賦課金	畠	2,660	35
		清支	350						
		小排	2,000						
		暗	2,000						
		パ	0						

徴収期限 平成29年10月2日限り
H35～H37年度に完了予定の償還金についてはH33年度完了に向けて調整中です。

◆維持管理区分◆

国営機場及び国営等の幹線・支線水路の管理は改良区が、県団体営機場については、整備を改良区が行い、操作及び日常の点検管理・清掃等を地区管理委員会に委託しております。又、地区的用水路（パイプライン）・小排水路等は管理委員会が、取水栓（蛇口）落水工・暗渠排水等は、受益者の管理となっております。

【用水管理模式図】



用水は、取水口に始まり用水機場・幹線用水路・支線用水路さらに地区管理の用水路（パイプライン）受益者等管理の取水栓（蛇口）等に枝分かれしながら水田に用水を行っております。

【排水管理模式図】



排水は、水田から落水工及び暗渠排水により小排水路に流下させ支線排水路・幹線排水路を経由して、遊水池に集り溜まった水を、排水機場によりポンプアップして一級河川等に排水しております。

当改良区は原則として施設末端まで管理しておりません。

緊急の場合を除き、管理区分の考慮をお願いします。

組合員の皆様へ！お願ひ…

「水のかけ流しはやめましょう！」「天水も有効に」利用しましょう。

「節水は節電に通じます」ので、皆様には今一度、水管理について徹底をしていただきたいと思います。

◆用水機場の運転休止について◆

本年度も用水機場の運転休止を行い、経費削減に取り組みますので、御協力を御願いいたします。

* 平成29年度は下記日程で実施します。

記

簡単に操作できます。
ゴミ詰まりの対応に
活躍しています。

貸出しています!



《ハイスピットコンプレッサー2台有》

パイプライン蛇口のつまりでお困りの方はご利用下さい。前もって電話で確認を！

なお、各地区的管理委員会でも保有されている地区がございますので、地元の管理委員会等へご連絡下さい。

《下記の管理委員会等でも保有しています。》

八筋川・新利根・柴崎・結佐・四箇・金江津・西代・
阿波崎・尾島・手賀組・八千石・清久島・太田下・
上之島・上須田・六角・佐原組・新橋

1	日 程	平成29年5月23日より平成29年7月7日まで	
2	曜 日	火曜日 と 金曜日	
3	設定日	5月23日	5月26日
		5月30日	6月2日
		6月6日	6月9日
		6月13日	6月16日
		6月20日	6月23日
		6月27日	6月30日
		7月4日	7月7日

◆◆お願い◆◆

■水難事故から子供を守りましょう !!

土地改良施設（特に用排水路）の周辺は、大変危険です。

水路付近で遊んでいる子供を見かけた時は、ひとことお声かけを
いただきご注意下さるようお願いします。



◆施設の破損等（被害発生）の報告◆

爆弾低気圧、梅雨時には、ゲリラ型豪雨など、異常気象による気圧の変化により竜巻等の発生も心配されます。又、台風等により被害が発生しております。自然界の猛威は時を選ばず発生をいたします。老朽化した施設（ポンプ場・農業用排水路等）については、とりわけ災害等により被害を負った幹線排水路堤防等、損壊の恐れが心配されます。

◆管理委員会の皆様へ！

幹線排水路等については、一定の水位にて管理されています。

※節電と排水路等の水位に配慮した操作について

紙面へ記載したとおり、電力料の値上げ、またこれから夏期においても電力不足が懸念されることからその対策として、節電対策が急務であります。

次のことにご留意いただき機場の操作に当たっていただきたいと思います。

1. 水が足りている時は、稲の生育にあわせて計画的に効率よい運転に心掛けましょう！
2. 水の取り合いをすることなく、「番水」の心でスムースな水の流れを心掛けて！
3. 地域排水を担う排水機場の操作は、状況に合わせて迅速な対応をお願いします。

組合員の皆様へ！ご案内…

◆用水時期は、基本的には4月～8月となっております。パイプラインの蛇口、暗渠排水等の管理については、各自お願ひいたします。

又、近年、各地区ほ場のパイプライン施設の蛇口等の盗難が頻発しております。

つきましては、蛇口の管理については、充分に注意されるようお願いします。尚、各自において被害防止策として、農閑期において蛇口を取り外して保管される場合は、用水時期までには、蛇口の取り付けをされますようお願いします。

◆給水栓蛇口バルブの購買について◆

改良区においては、給水栓蛇口バルブの販売を中止いたしました。農家組合員の皆様には大変ご迷惑をお掛けすることとなります、何卒ご理解を賜りたいと思います。

なお、蛇口バルブ等の関係部品については、稻敷農業協同組合のご厚意により、東部、西部、中部の各支店において、販売を頂いたているところであります。

ゴミの
不法投棄はしない!!
不法投棄は
犯罪です!!

◆農道、用排水路の溝畔等に粗大ゴミ（テレビ・廃タイヤ・空瓶・空缶等）の不法投棄が最近多く見られます。投棄を目撃された方は、土地改良区にご一報下さい。
また、油脂類は絶対に水路へ捨てないで下さい。農作物、魚類に大きな被害を及ぼします。



新利根川土地改良区機構図

総代会 78名

平成29年4月1日現在

- ◆職員16名
- ◆嘱託 4名

理事会 17名

監事會 5名

- 運営委員会
- 徴収対策委員会
- 用排水調整委員会

総務課 職員 7名 嘱託 2名

課長

課長補佐

- 総務財政係
- 会計経理係
- 賦課徴収係
- 滞納整理係

工務課 職員 4名 嘱託 1名

課長

課長補佐

- 事業調整係
- 調査計画係
- 設計係
- 技術係

管理課 職員 5名 嘱託 1名

課長

- 水利調整係
- 保全整備係
- 施設機械係
- 保安係

● ● ● 事務局人事 ● ● ●

◆新採用者

【職員採用】

● 管理課職員（管理課主事補）

根本恵輔

(平成28年12月1日付)

● 総務課職員（総務課主事補）

川口能央

(平成28年12月1日付)

● 総務課職員（総務課主事補）

原弦紀

(平成29年4月1日付)

◆退職者

● 糸賀良和氏が退職

昭和51年4月1日、改良区に採用され、以来、総務課に席を置き、その間、管理職として8年余に亘り、改良区の総務課長の職責を担われました。糸賀氏は、41年間という長きに亘る職務を全うし、平成29年3月31日付で定年を迎ましたが、勤務延長により継続して勤務されております。この間、永年の勤続と功績に対し、平成28年3月25日全国土地改良事業団体連合会長より全国土地改良功労者賞（個人の部）を受けられました。大変ご苦労様でした。

● 坂本かつ子氏が退職

昭和55年12月22日、改良区に採用され、総務課職員（用務係）として、在職されました。この程、定年により36年間という長きに亘る職務を終え、平成29年3月31日付で退職されましたが、その後、嘱託職員として、継続して勤務しております。

平成29年度 管理委員長名簿

系統	施設名	地区名	管理委員長	系統	施設名	地区名	管理委員長
十余島用水機場 十余島系	本新用水機場	上之島	浅野 晃司	排水	平須排水機場	西部 平須	高木 一浩
		新川	松田 治		新平須機場	新 平 須	田中 秀幸
	結佐六角用水機場	結佐	荒川 正巳		内沼排水機場	金江津内沼宮前	松川 勝則
		六角	後藤 隆夫	井戸	神宮寺第一機場		
	手賀八千石用水機場	手賀組新田	根本 博行		神宮寺第二機場	神 宮 寺	関川 昭
		八千石	一鍬田忠夫		神宮寺第三機場		
	十余島南用水機場	四ツ谷	小島 正雄		谷中第一機場	谷 中	濱田 昭一
		曲渕	高柳 秀八		谷中第二機場		
	佐原組新田用水機場	押砂	稻葉 久男		尾島第1機場	尾 島	飯塚 孝司
		佐原組新田	柏木 良弘		草場・尾島第二機場	草場尾島第二	磯 修
大須賀用水機場 大須賀系	分水工	上須田	高城 浩康	霞ヶ浦	伊崎水門	野田奈川干拓	宮本 重信
		下須田	黒田 宗治		伊崎西揚水機場	"	"
		阿波崎	根本 三雄		新田機場	新田組合	平山 和人
		伊佐部	鳥羽 健		西の洲揚水機場	西 の 洲	坂本 勝夫
		四箇(須賀津東・甘田・阿波崎)	平野 由雄		西の洲排水機場	西ノ洲北用排水路調整協議会	坂本 勝夫
		甘田南	平野 直		西の洲北揚水機場	"	"
		釜井	永長 秀敏		西の洲北・弁天水門	"	"
		幸田	芝山 堅治		野田奈川機場	野田奈川干拓	宮本 重信
		中島	池田 四郎		浜田組合機場	浜田組合	小貫 弘
		水利調整員	大須賀系		浜田機場		
新利根川	太田系	水利調整員	太田系	北水路	須賀津用水機場		
		大須賀北部機場	大須賀北部		須賀津排水機場		
		分水工	東村西部 福田		須賀津水門	四 箇 (須賀津西・馬渡)	平野 由雄
			渡辺 良一		馬渡用水機場		
			山口 一元		馬渡排水機場		
		東村西部 町田	篠原 清	利根川	余津谷機場	余 津 谷	坂本 隆司
		東村西部 大沼	松本 正一		流作用水機場	流 作	荒川 正巳
		東大沼機場	東 大 沼		境島機場	境 島	羽生 猛
		分水工	清 水		八筋川開拓第1機場	八 筋 川 開 拓	深澤 義男
			太田池		八筋川開拓第2機場		
			駒塚		東六区八筋川用水機場	西 代 卜 杭	坂本 秀樹
			太田下		東六区八筋川排水機場		
			太田上		西代用水機場	西 代 1、2	大戸 常男
			柴崎		西代第2排水機場		
太田金江津用水機場 金江津系	脇川用水機場	脇川	大島 正巳		西代中島機場	西 代 中 島	太田 和成
		橋	向	横利根川			
		清久島橋向用水機場	清 久 島				
		福田おてい	渡辺 良一				
	平須用水機場	西部 平須	高木 一浩				
		分水工	大 浦				
	十平用水機場	十三間戸	海保 喜一				
		平川	塚本 広				
	新橋用水機場	新橋	中沢 要				
		金江津用水機場	金江津内沼宮前				
	分水工	桑山新田	武田 明				
		柳浦	椎塚 瑞男				
	新利根第一機場	新 利 根	篠田 孝				

徴収対策委員会開催

◆平成 28 年 12 月 19 日

特別委員 12 名により開催され、未収賦課金に関する審議の結果、滞納処分について、より実効性のある差し押さえを速やかに執行していくこと等が決定されました。この結果については委員長より理事会に報告され承認され、平成 28 年 12 月 26 日付にて組合員各位へ通知されました。

延滞金について

現金納付、口座振替納付のいずれの場合でも、賦課金のお支払いが納期より遅れた場合は、元金に日歩 4 銭（年利 14.6 %）の延滞金が加算されます（土地改良法 37 条、新利根川土地改良区定款 30 条）。

納付相談のご案内

支払方法に関わらず賦課金等は納期限を過ぎて納付しないと、延滞金が加算されるだけでなく、滞納処分（財産の差押等）が行われます。ただし、納付できないやむを得ない事情（災害にあった、病気や怪我など）がある場合は、分割納付等を利用出来る場合もあります。

ご事情があり、お困りの際は、総務課までご連絡、ご相談下さいよう、お願ひいたします。

▶ 担当 0299-79-2417（平日 8:30 ~ 17:15）



このような時は必ず届出が必要となります。

組合員資格に異動があったとき

- ◆農地の所有権や耕作権の異動。
(売買、相続、賃借権、交換等)
- ◆農業者年金等受給のために経営を移譲。
- ◆組合員が亡くなられたとき。
- ◆住所の変更。



組合員資格喪失通知書
口座振替の変更もお願いします。

農地を転用するとき

- ◆農地を宅地や駐車場等に地目変更する。
- ◆公共事業等により用地買収された。

◆決済金の納付が必要です。



農地転用届
地区除外申請書
施設使用承認書

改良区施設を使用するとき

- ◆雨水や浄化槽排水を水路に放流する。
- ◆水路に橋を架け、出入り口を作る。
- ◆施設用地に工作物を設置する
- ◆使用料が発生する場合があります。



他目的使用申請書

土地改良法第43条により組合員からの通知が義務付けられており、公共機関で手続きを行っても、土地改良区に届出が無ければ、賦課金等の変更はできません。

ご注意ください！【農地の売買や借入をするとき】

賦課金の未納がある農地を売買・借入等すると、法律により、新しい耕作者が未納金の支払い義務を負うことになります（土地改良法42条1項）。

滞納があることを知らなかった場合でも、滞納のある農地の所有権を得たり、農業委員会を通して利用権の設定を受けてしまうと、法律上、未納金の支払い義務を免れることができなくなってしまいますので、農地を購入したり、利用権の設置を受けるときは、その土地に土地改良費の滞納がないか、必ず事前に確認してから契約を締結するよう、ご注意下さい。

あとがき

新年度を迎え、穏やかな日和が続いて、田植え作業も順調に進んでいる様子あります。昨年は、農家経済については、変革の年がありました。引き続き、用水機場の運転休止日を設定等、電気料等に係る運営経費の軽減に対する対策を講じながら対応して参ります。異常気象等天候に左右されるところもありますが、水管理に関しては、徹底をいたしますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



水土里ネット新利根川 ☎ 0299-79-2417